

## 施工品質保証引継規定

### 【フロアコーティング施工品質保証引継規定の目的】

施工をした本協会加盟店が廃業した時には、使用しているフロアコーティング剤や施工方法の情報などを共有している本協会が、施工品質保証の引継ぎを行うことによって、施主様がその後も安心してご生活を送っていただけと考えています。企業の廃業・倒産といったリスクや不安を取り除き、より施主様に最適な業者の選定に貢献する目的とし施主様への安心のひとつとして本協会加盟企業全体で実施しております。

※一般施主様より加盟店企業が直接フロアコーティング商品を受注・施工提供した場合に限ります。

### 【フロアコーティング施工品質保証引継規定の概要】

- ① 本協会加盟店が廃業した際に、本協会の施工品質規定・施工品質規定に準じて施工した箇所は本協会の定める施工品質保証引継対象となる場合に限り施工品質保証を本協会にて引継ぐ事とする。
- ② 本協会加盟店は、廃業時にフロアコーティング商品を提供した顧客名・住所・施工日・保証期間を施工品質保証引継対象となる顧客承諾のもと本協会へ提出する事が保証引継の必須条件とする。
- ③ 本協会加盟企業は、本協会の施工品質保証引継規定に該当する書類等を本協会へ提出すること。
- ④ 施工品質保証引継を利用する施主様は、本協会加盟店発行の施工完了書・施工品質保証および本協会発行の施工品質保証引継書を施主様の責任のもと保管・管理し、フロアコーティング施工品質保証引継を利用する場合は本協会への提示が必須となります。

### 【フロアコーティング施工品質保証引継の対応】

- ① 本協会加盟店廃業後に廃業した加盟店顧客より本協会へ連絡が来た際は、廃業した加盟店より提出された顧客情報・施工完了書・引継規定書などの施工品質保証引継に必要な書類と顧客の施工完了書・施工品質保証書・引継規定書などの書類を照合させていただきます。
- ② 顧客よりフロアコーティングの現状をお伺いし、現調を希望した場合は本協会の対応する加盟店の必要経費を顧客へ事前に伝え現調対応し、状況確認・品質保証対象の有無を確認させていただきます。
- ③ フロアコーティング施工品質保証対象内の場合は、本協会にて加盟店へ補修費用を負担する。
- ④ フロアコーティング施工品質保証対象外の場合は、顧客にて補修費用を負担する。
- ⑤ フロアコーティング施工品質保証の対象内または保証の対象外は、本協会加盟店からの状況などを本協会にてヒアリングし、必要書類の再確認と合わせて本協会の理事会にて最終判断とする。